

○ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
<p>（信託財産状況報告書の交付を要しない場合）</p> <p>第二十条 法第二十一条において準用する信託業法第二十七条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>「一〇八 略」</p> <p>九 他の目的で作成された書類又は電磁的記録（電磁的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの（磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものに限る。）をいう。以下同じ。）に第十九条第一項各号に規定する事項が記載又は記録されている場合であつて、かつ、当該書類又は電磁的記録に記載又は記録された内容が書面又は電磁的方法により受益者に提供される場合</p> <p>十 「略」</p> <p>2 法第二十一条において準用する信託業法第二十六条第二項の規定、令第九条第一項及び第二項の規定並びに第十六条及び第十七条</p>	<p>（信託財産状況報告書の交付を要しない場合）</p> <p>第二十条 「同上」</p> <p>「一〇八 同上」</p> <p>九 他の目的で作成された書類又は電磁的記録（電磁的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの（磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものに限る。）をいう。）に第十九条第一項各号に規定する事項が記載又は記録されている場合であつて、かつ、当該書類又は電磁的記録に記載又は記録された内容が書面又は電磁的方法により受益者に提供される場合</p> <p>十 「同上」</p> <p>「項を加える。」</p>

の規定は、前項第二号の規定による信託財産状況報告書の交付について準用する。

(信託業務を営む金融機関に対する意見聴取等)

第四十二条の三 法第十二条の二第一項の申請をしようとする者は、同条第二項の規定により、信託業務を営む金融機関に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見(異議がある場合には、その理由を含む。)を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

一 「略」

二 当該申請をしようとする者は、全ての信託業務を営む金融機関に対し、説明会の開催日(二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日)の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程(以下「業務規程等」という。)を交付し、又は送付すること。

「イ」ハ 略

三 「略」

「2・3 略」

4|| 業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、当該業務規程等又は意見書が電磁的記録をもつて作成されるときには、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるものにより行うことができる。

(信託業務を営む金融機関に対する意見聴取等)

第四十二条の三 「同上」

一 「同上」

二 当該申請をしようとする者は、全ての信託業務を営む金融機関に対し、説明会の開催日(二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日)の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程(第四十二条の五及び第四十二条の六第二項において「業務規程等」という。)を交付し、又は送付すること。

「イ」ハ 同上

三 「同上」

「2・3 同上」

「項を加える。」

<p>一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの</p> <p>イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>5 前項の「電子情報処理組織」とは、送信者の使用に係る電子計算機と、受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p>	<p>「項を加える。」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	